

【12】 住まいについて知りたい！

認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、住まいを選択することは大切です。長年過ごしていた自宅で暮らしたい方、施設で訓練や支援を受けながら暮らしたい方など様々です。

その選択の可能性を広げるためにも、住まいを知ること、何かサービスは利用できるのかなど、早い段階から確認しておくことは大切です。

<介護保険が受けられる在宅サービス> ☎保健福祉課：0287-72-6910

種類	内容
福祉用具の貸与・購入費の支給	車いす・特殊ベッドなどの貸出や、排泄・入浴に必要な用具を購入した場合、その費用を限度額の範囲で支給
住宅改修費の支給	手すりを付けたり、段差の解消などの小規模な改修を行った場合、その費用を限度額の範囲で支給

<介護保険が受けられる施設サービス> ☎保健福祉課：0287-72-6910

種類	概要
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	常時介護が必要で、自宅で生活することが困難な人が入所し、日常生活上の支援や介護を受けられる
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリや介護が必要な人が、機能回復の訓練や日常生活上の支援や介護を受けられる
介護療養型医療施設	長期にわたる療養を必要とする方に、医学的管理のもとに介護や、その他必要な医療を行う
短期入所(ショートステイ)	短期間入所し、日常生活上の支援や機能回復の訓練を受けられる
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の人が少人数で共同生活をしながら、日常生活上の支援や機能回復の訓練を受けられる
小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて、訪問や通所、宿泊のサービスを組み合わせて、多機能なサービスを受けられる

この他にも施設の種類の多くあり、

「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者住宅」「ケアハウス」など、

介護保険サービスが利用できない場合がある施設もあります。

ご不明点は ☎保健福祉課 までご連絡ください。